

令和4年度福島県イノベ倶楽部研修会

# 福島県の立地支援制度について

福島県企業立地課

令和5年2月8日

## 1 企業立地補助金

- ・ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ・ 津波・原子力被災地域雇用創出企業立地補助金
- ・ ふくしま産業活性化企業立地補助金

## 2 福島イノベーション・コースト構想産業集積推進事業

# 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等立地支援事業) 概要説明資料 (七次公募)

令和4年4月

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局

本資料は概要版ですので、応募の際は公募要領を必ずご確認ください。

# 0. 補助事業の区分 ❖ この概要説明資料における事業

		地域経済効果立地支援事業	
<b>製造・サービス業等立地支援事業</b>		1 福島国際研究都市構想（イノベ構想）の重点推進分野に資する事業	2 避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業
<b>対象事業（業種）</b>	製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等	福島イノベ構想の重点推進分野 ①廃炉 ②ロボット・ドローン ③エネルギー・環境・リサイクル ④農林水産業 ⑤医療関連 ⑥航空宇宙	全産業※1
<b>対象施設</b>	工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター・データセンター、店舗、宿泊施設、社宅、機械設備、知事特認施設	工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター・データセンター、店舗、宿泊施設、社宅、機械設備、その他施設	
<b>対象地域</b>	浜通り等12市町村の避難指示等があった区域	浜通り等15市町村の区域	浜通り等12市町村の避難指示等があった区域
<b>補助金額</b>	3千万円～30億円（第三者委員会の評価が特に高い案件は50億円※2）		
<b>補助率</b>	大企業：3/4以内 中小企業：4/5以内	大企業：4/5以内 中小企業：9/10以内	大企業：3/4以内 中小企業：4/5以内
<b>対象経費</b>	用地（土地取得費・土地造成費）、建屋、設備		
<b>要件</b>	①雇用要件	①雇用要件 ②経済効果要件	①雇用要件 ②経済効果要件

※1 専ら資産運用的性格の強い事業、建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業 等を除く。

※2 いわき市、相馬市、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町を除く。

# 1. 本補助金の概要

1. 本補助金の概要	2. 補助対象要件	3. 採択の審査	4. スケジュール
5. 事前着手の承認	6. 申請方法	7. お問い合わせ先	

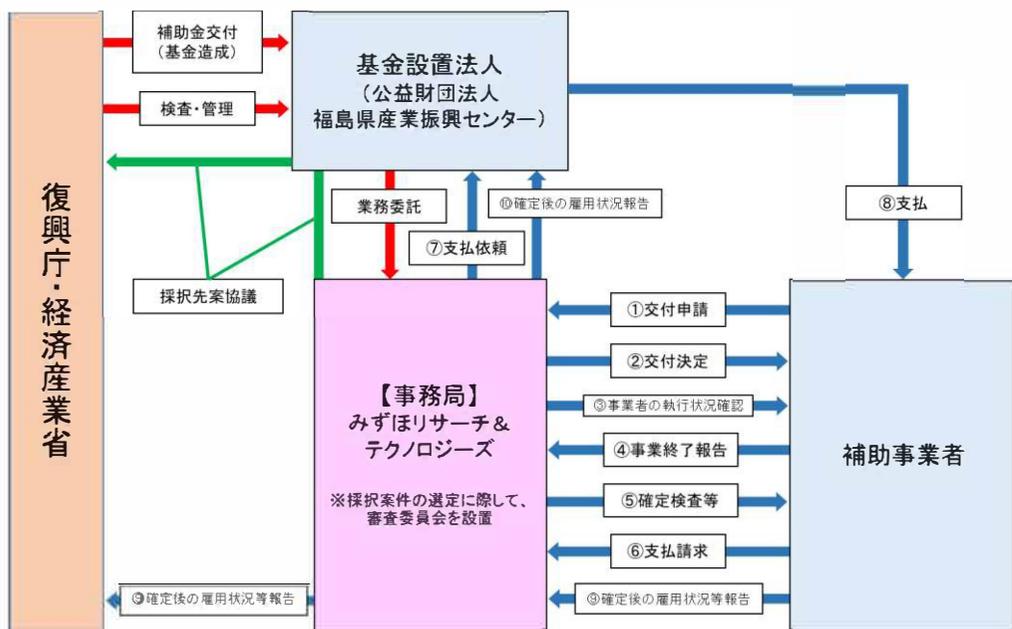
## 事業の目的

被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図ります。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進めます。

## 予算

- ・ 320億円(平成28年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - ・ 185億円(平成29年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - ・ 80億円(平成30年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - ・ 88億円(平成31年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - ・ 215億円(令和3年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - ・ 141億円(令和4年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
- 計 1,029億円

## 本補助金の執行スキーム



## これまでの公募期間の実績

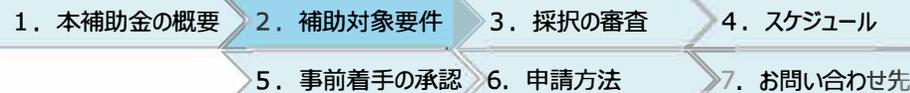
- ・**第一次公募**  
平成28年7月7日（木）から平成28年9月30日（金）
- ・**第二次公募**  
平成29年6月9日（金）から平成29年9月8日（金）
- ・**第三次公募**  
平成30年3月23日（金）から平成30年9月14日（金）
- ・**第四次公募**  
平成31年4月22日（月）から令和元年7月29日（月）
- ・**第五次公募**  
令和2年3月23日（月）から令和2年8月31日（月）
- ・**第六次公募**  
令和3年6月28日（月）から令和3年9月28日（火）

## 補助対象者

対象地域（後述）内において、対象施設・設備等を新增設しようとする法人又は個人（※）。

※ 個人とは、法人と共同申請する者のうち、補助対象の財産を所有せず、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業の加盟者であり、かつ所得税法（昭和40年法律第33号）第143条（青色申告）に基づく承認を受けている者に限る。

## 2. 補助対象要件（施設・設備等）



補助対象施設・設備	固定資産取得要件			投下固定資産額の下限	備考
	土地	建物	設備		
<b>1 工場</b> 製造業の用に供される施設	推奨	推奨	-	5千万円	
<b>2 物流施設</b> 道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、航空運輸業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業又は卸売業を営む者が、自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場及び製造業又は小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されていない施設	推奨	推奨	-	5千万円	設備のみの案件は「8 機械設備」とする。
<b>3 試験研究施設</b> 製造業を営む者が技術革新の進展に対応した高度な技術を工業製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設及び日本標準産業分類に掲げる自然科学研究所	推奨	推奨	-	5千万円	
<b>4 コールセンター、データセンターの用に供される施設</b> コールセンターについてはコールセンター業の用に供される施設、データセンターについては情報サービス業又はインターネット付随サービス業のうちデータセンターの用に供される施設	推奨	推奨	-	5千万円	
<b>5 店舗</b> 卸売業、小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業の用に供される施設	推奨	必須	-	3千万円	原則として、自ら取得し、自ら使用する事業の用に供する施設を補助対象とする。ただし、「5 店舗」、「6 宿泊施設」については、一定の要件を満たす場合は、賃貸に供する部分も補助対象とする。
<b>6 宿泊施設</b> 宿泊業の用に供される施設のうち、認定復興推進計画その他市町村が策定する計画に沿ったものとして市町村長が作成する「市町村復興計画等確認書」が申請書に添付され、かつ、第三者委員会が操業後10年以上の経営の継続が見込まれると判断する施設	推奨	必須	-	3千万円	
<b>7 社宅</b> 上記1～6の施設（既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。）に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設（※1、※2）	推奨	必須	-	3千万円	全戸数と比して、補助対象地域に立地する工場等で雇用される正社員が入居する戸数が補助事業完了後3年間の平均で6割以上となるものとする。
<b>8 機械設備</b> 上記1～4の施設で行う事業の用に供される機械設備	-	-	必須	5千万円	-
<b>9 知事特認施設</b> 認定復興推進計画に基づく施設であって、福島県知事が特に認める施設であり、かつ基金設置法人が認める施設	推奨	推奨	-	3千万円	-

※1 工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地することが可能。

※2 ※1の条件を踏まえて第三者委員会が本制度目的のために特に必要と認めるものに限り、補助対象地域外である次の地域（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、新地町）に立地することも可能。

## 2. 補助対象要件（地域・補助率等）

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. 申請方法
- 7. お問い合わせ先

### 補助対象地域



**凡例**

- 避難指示区域  
(上記のうち認定特定復興再生拠点区域)
- 避難指示解除区域（解除から3年以内）
- 避難指示解除区域等

### 補助対象市町村

- 1 避難指示解除後3年以内の避難指示解除区域、認定特定復興再生拠点区域（※1）**  
 富岡町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、飯館村の一部

---

- 2 避難指示解除区域等（上記①を除く）**  
 南相馬市の一部、富岡町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部

---

- 3 避難指示解除区域等（上記①、②を除く）**  
 田村市の一部、川俣町の一部、広野町、楢葉町、川内村、飯館村の一部

### 補助率（※2,3）



- ※1 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第6項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域であって、同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域であるもの。  
 ※2 「補助対象施設・設備」7に規定する社宅の補助率は、付帯する工場等の立地する区域の補助率を適用します。  
 ※3 造成中または計画中の下記の団地に立地する場合には、令和2年度補助事業における補助率を適用する。  
 1) 田村東部産業団地 2) 広野町東町産業団地



○避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域を除く）で実施する事業  
 （補助率：大企業3/4以内、中小企業4/5以内）については、ご相談ください。

## 2. 補助対象要件（経費・雇用等）



### 補助対象経費

補助金交付上限額は原則として30億円とする。

経費区分	要件	組み合わせ例				
		土地 建物 設備	土地 建物	建物 設備	建物 のみ	設備 のみ
・土地取得費	推奨(新規立地を支援する観点から、用地の取得を推奨)	○	○			
・土地造成費		○	○			
・建物取得費	条件付必須(建屋の取得を推奨するが、店舗・宿泊施設・社宅の場合は建屋の取得は必須)	○				
・設備費	工場・物流施設・試験研究施設・コールセンター等に設置する場合は設備のみ可	○		○		○

※設備費は、補助対象施設において新增設する設備機械装置の購入、据付けに必要な経費をいう。建物と切り離すことのできない付帯設備は原則として建物取得費に含める。

### 投資計画

当該補助事業に係る投資計画について、平成28年3月29日（平成28年度予算案閣議決定日）より前に対外発表した事業でないこと。

### 不支給要件

不支給要件のいずれにも該当しないことが求められます。

### 交付要件

下表の左欄に掲げる投下固定資産額（土地を除くことができる。）ごとにそれぞれの同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。

なお、新規地元雇用者数のうち1/3を上限に非正規社員(※)を含めることができる。

※非正規社員は、1年以上の雇用契約を締結し、雇用保険に加入している者とする。また、非正規社員の1日当たり労働時間の合計が、正社員1人の1日当たり労働時間を満たす場合に新規地元雇用者数1人とする。

### 投下固定資産額に対する交付要件

投下固定資産額(※)	新規地元雇用者数
3千万円以上	2人以上
5千万円以上	3人以上
1億円以上	5人以上
10億円以上	10人以上
20億円以上	20人以上
30億円以上	30人以上
40億円以上	40人以上
50億円以上	50人以上
60億円以上	60人以上
70億円以上	70人以上
80億円以上	80人以上
90億円以上	90人以上
100億円以上	100人以上

※投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とします。

※投下固定資産額5千万円を下限とします。なお、「店舗」「宿泊施設」「社宅」「知事特認施設」については、3千万円を下限とします。

## 2. 補助対象要件（雇用等）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

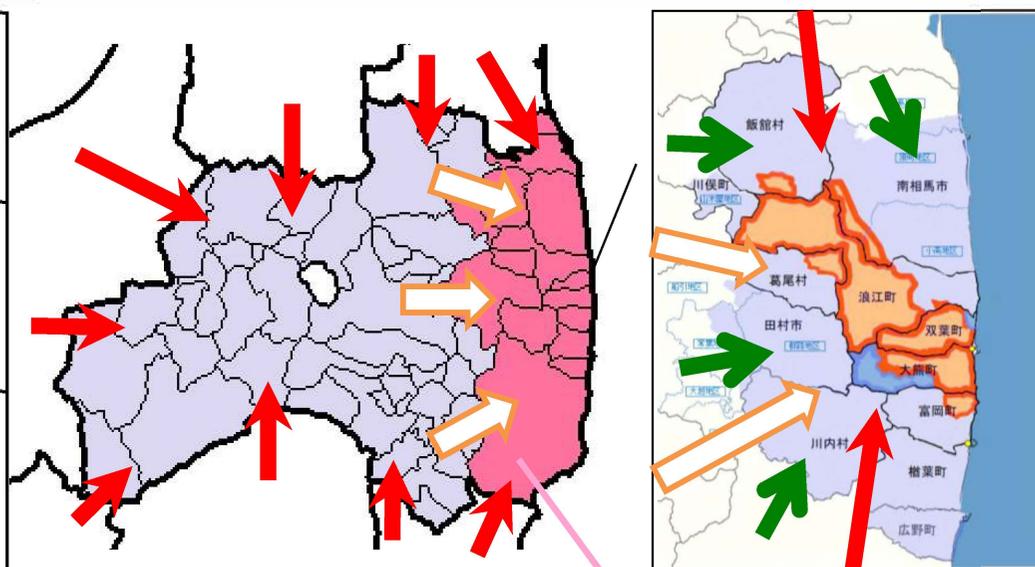
6. 申請方法

7. お問い合わせ先

「新規地元雇用者」とは、

- (1) 補助事業者が交付決定日以降に新規立地する当該「工場等」で勤務することを前提として採用した「正社員及び非正規社員（正社員等）」のうち、補助事業完了時において、福島県に住所を有し、勤務する者をいいます。
- (2) 新規立地する当該「工場等」で勤務するため、交付決定日以降に下記のとおり「住所等」を移転した正社員等としての転入雇用者も含めることができます。

「新規地元雇用者」に含めることができる正社員等	➡	「福島県」外から 「福島県」内に 住所等に移転
	➡	「浜通り等15市町村」外から 「浜通り等15市町村」内に 住所等に移転
	➡	「補助対象地域」外から 「補助対象地域」内に 住所等に移転



「浜通り等15市町村」…いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、  
楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

※住所の移転がない場合でも、

東日本大震災の発生時に補助対象地域内に住所を有していた者で、原発避難者特例法に基づき避難先の市町村に避難住民届を提出している者であり、かつ補助対象地域外から補助対象地域内に「勤務地」を異動した正社員であれば、新規地元雇用者に含めることができます。

## 2. 補助対象要件（まとめ）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

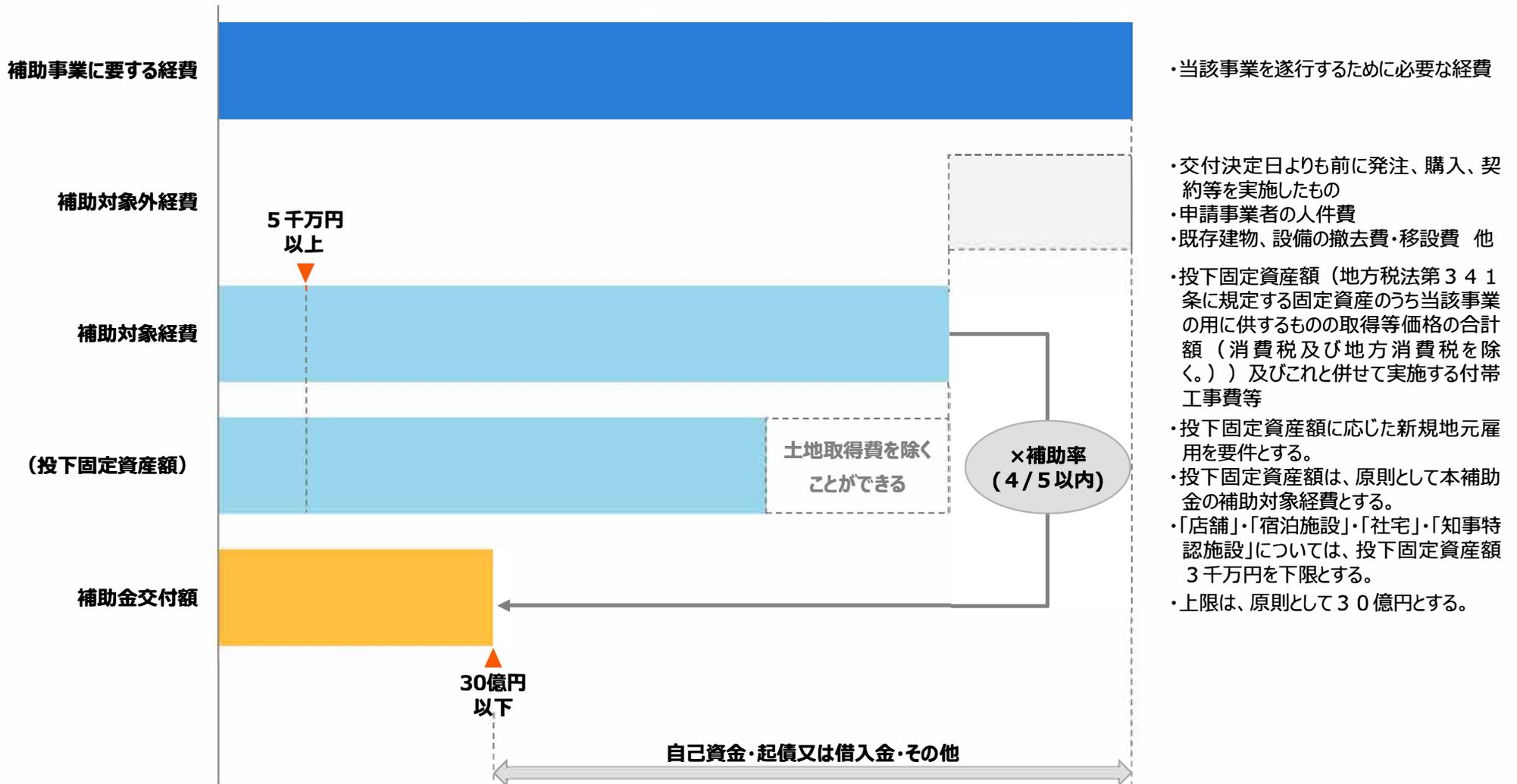
4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

### 補助事業に要する経費と交付額の関係



# 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (地域経済効果立地支援事業) 概要説明資料 (二次公募)

令和4年4月

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局

本資料は概要版ですので、応募の際は公募要領を必ずご確認ください。

# 0. 補助事業の区分

## この概要説明資料における事業

		地域経済効果立地支援事業	
	製造・サービス業等立地支援事業	1 福島国際研究都市構想（イノベ構想）の重点推進分野に資する事業	2 避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業
対象事業（業種）	製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等	福島イノベ構想の重点推進分野 ①廃炉 ②ロボット・ドローン ③エネルギー・環境・リサイクル ④農林水産業 ⑤医療関連 ⑥航空宇宙	全産業※1
対象施設	工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター・データセンター、店舗、宿泊施設、社宅、機械設備、知事特認施設	工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター・データセンター、店舗、宿泊施設、社宅、機械設備、その他施設	
対象地域	浜通り等12市町村の避難指示等があった区域	浜通り等15市町村の区域	浜通り等12市町村の避難指示等があった区域
補助金額	3千万円～30億円（第三者委員会の評価が特に高い案件は50億円※2）		
補助率	大企業：3/4以内 中小企業：4/5以内	大企業：4/5以内 中小企業：9/10以内	大企業：3/4以内 中小企業：4/5以内
対象経費	用地（土地取得費・土地造成費）、建屋、設備		
要件	①雇用要件	①雇用要件 ②経済効果要件	①雇用要件 ②経済効果要件

※1 専ら資産運用的性格の強い事業、建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業等を除く。

※2 いわき市、相馬市、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町を除く。

# 1. 本補助金の概要

1. 本補助金の概要	2. 補助対象要件	3. 採択の審査	4. スケジュール
	5. 事前着手の承認	6. 申請方法	7. お問い合わせ先

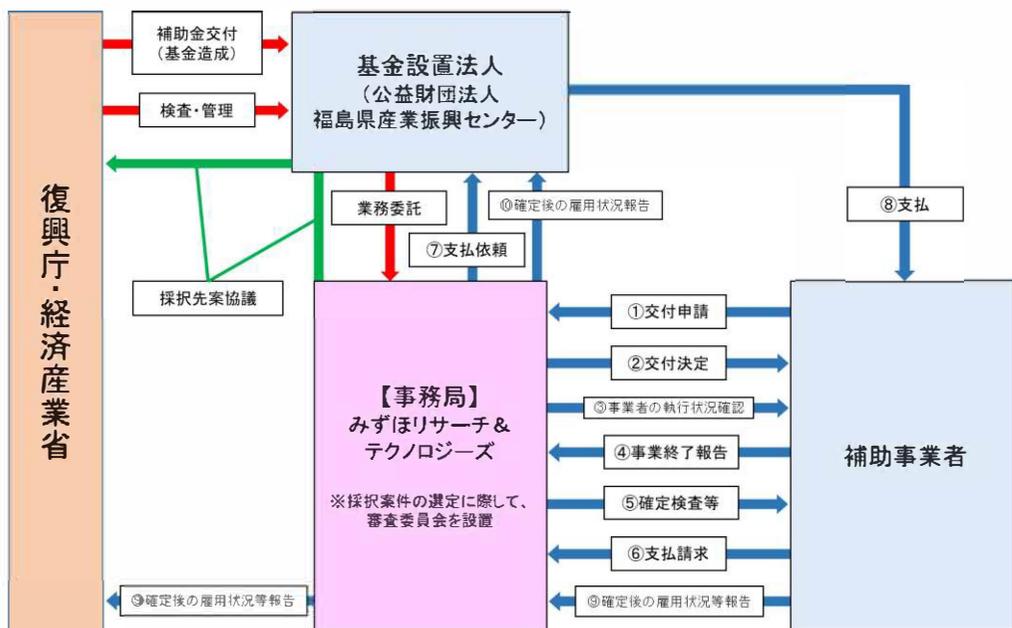
## 事業の目的

被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図ります。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進めます。

## 予算

- ・ 320億円(平成28年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - ・ 185億円(平成29年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - ・ 80億円(平成30年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - ・ 88億円(平成31年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - ・ 215億円(令和 3年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - ・ 141億円(令和 4年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
- 計 1,029億円

## 本補助金の執行スキーム



## これまでの公募期間の実績

### ・第一次公募

令和3年6月28日（月）から令和3年9月28日（火）

## 補助対象者

対象地域（後述）内において、対象施設・設備等を新增設しようとする法人又は個人（※）。

※ 個人とは、法人と共同申請する者のうち、補助対象の財産を所有せず、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業の加盟者であり、かつ所得税法（昭和40年法律第33号）第143条（青色申告）に基づく承認を受けている者に限る。

## 補助事業の区分

避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業（産業立地の促進に資する事業）を支援します。

なお、福島国際研究都市構想（イノベ構想）の重点推進分野に資する事業については、対象地域を浜通り15市町村に拡大し、重点的に支援します。

## 2. 補助対象要件（施設・設備等）

- |            |            |          |            |
|------------|------------|----------|------------|
| 1. 本補助金の概要 | 2. 補助対象要件  | 3. 採択の審査 | 4. スケジュール  |
|            | 5. 事前着手の承認 | 6. 申請方法  | 7. お問い合わせ先 |

### 補助対象事業・施設・設備（各事業で対象となる具体的な施設・設備は下記（1）から（5）のとおり）

#### 1 福島国際研究都市構想（以下「イノベ構想」という。）の重点推進分野に資する事業

イノベ構想の重点推進分野である、①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙に資する施設及び設備

#### 2 避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業

避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する施設及び設備

補助対象施設・設備	固定資産取得要件			投下固定資産額の下限	備考
	土地	建物	設備		
(1) 全産業の施設（(2)～(4)除く）（※1）	推奨	推奨	-	5千万円	設備のみの案件は「(5) 機械設備」とする。
(2) 店舗 卸売業、小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業の用に供される施設	推奨	必須	-	3千万円	原則として、自ら取得し、自ら使用する事業の用に供する施設を補助対象とする。ただし、「(2) 店舗」、「(3) 宿泊施設」については、一定の要件を満たす場合は、賃貸に供する部分も補助対象とする。
(3) 宿泊施設 宿泊業の用に供される施設のうち、認定復興推進計画その他市町村が策定する計画に沿ったものとして市町村長が作成する「市町村復興計画等確認書」が申請書に添付され、かつ、第三者委員会が操業後10年以上の経営の継続が見込まれると判断する施設	推奨	必須	-	3千万円	
(4) 社宅 上記(1)～(3)の施設（既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。）に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設（※2、※3）	推奨	必須	-	3千万円	全戸数と比して、補助対象地域に立地する工場等で雇用される正社員が入居する戸数が補助事業完了後3年間の平均で6割以上となるものとする。
(5) 機械設備 上記(1)の施設で行う事業の用に供される機械設備	-	-	必須	5千万円	-

※1 下記の該当する事業を除く

- ア 専ら資産運用的性格の強い事業
- イ 建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業
- ウ 公序良俗に反する事業
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める事業
- オ 政治団体、宗教上の組織又は団体による事業
- カ 電気事業法第2条第1項第16号で定める電気事業（発電した電力を自らが消費する事業を除く）
- キ その他申請要件を満たさない事業

※2 工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地することが可能。

※3 ※1の条件を踏まえて第三者委員会が本制度目的のために特に必要と認めるものに限り、補助対象地域外である次の地域（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、新地町）に立地することも可能。

## 2. 補助対象要件（地域・補助率等）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

### <1 イノベ構想の重点推進分野に資する事業>

#### 補助対象地域



#### 補助対象市町村

#### 補助率（※2）

#### 1 避難指示解除後3年以内の避難指示解除区域、認定特定復興再生拠点区域（※1）

富岡町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、飯館村の一部



#### 2 避難指示解除区域等（上記①を除く）

南相馬市の一部、富岡町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部



#### 3 避難指示解除区域等（上記①、②を除く）

田村市の一部、川俣町の一部、広野町、楡葉町、川内村、飯館村の一部



#### 4 浜通り等15市町村のうち避難指示のなかった区域（※3）

いわき市、相馬市、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町



#### 凡例

- ① 避難指示区域（上記のうち認定特定復興再生拠点区域）
- ② 避難指示解除区域（解除から3年以内）
- ③ 避難指示解除区域等
- ④ 避難指示のなかった区域

※1 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第6項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域であって、同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域であるもの。

※2 「補助対象施設・設備」（4）に規定する社宅の補助率は、付帯する工場等の立地する区域の補助率を適用します。

※3 採択金額の総計は、30億円を上限とする。

○ 避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域を除く）で実施する事業（補助率：大企業4/5以内、中小企業9/10以内）については、ご相談ください。



## 2. 補助対象要件（地域・補助率等）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

### <2 産業立地の促進等に資する事業>

#### 補助対象地域



#### 凡例

- ① ■ 避難指示区域  
(上記のうち認定特定復興再生拠点区域)
- 避難指示解除区域 (解除から3年以内)
- ②③ ■ 避難指示解除区域等

#### 補助対象市町村

### 1 避難指示解除後3年以内の避難指示解除区域、認定特定復興再生拠点区域（※1）

富岡町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、飯舘村の一部

### 2 避難指示解除区域等（上記①を除く）

南相馬市の一部、富岡町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部

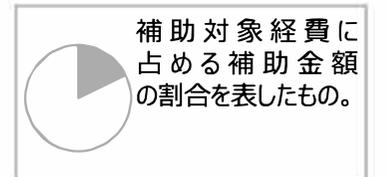
### 3 避難指示解除区域等（上記①、②を除く）

田村市の一部、川俣町の一部、広野町、楡葉町、川内村、飯舘村の一部

- ※1 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第6項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域であって、同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域であるもの。
- ※2 「補助対象施設・設備」（4）に規定する社宅の補助率は、付帯する工場等の立地する区域の補助率を適用します。
- ※3 造成中または計画中の下記の団地に立地する場合には、令和2年度補助事業における補助率を適用する。  
1) 田村東部産業団地 2) 広野町東町産業団地

○避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域を除く）で実施する事業  
(補助率：大企業3/4以内、中小企業4/5以内)については、ご相談ください。

#### 補助率（※2,3）



## 2. 補助対象要件（経費・要件等）

### 補助対象経費

補助金交付上限額は原則として30億円とする。

経費区分	要件	組み合わせ例				
		土地 建物 設備	土地 建物	建物 設備	建物 のみ	設備 のみ
・土地取得費	推奨(新規立地を支援する観点から、用地の取得を推奨)	○	○			
・土地造成費		○	○			
・建物取得費	条件付必須(建屋の取得を推奨するが、店舗・宿泊施設・社宅の場合は建屋の取得は必須)	○	○	○	○	
・設備費	その他の施設に設置する場合は設備のみ可	○		○		○

※設備費は、補助対象施設において新增設する設備機械装置の購入、据付けに必要な経費をいう。建物と切り離すことのできない付帯設備は原則として建物取得費に含める。

### 投資計画

当該補助事業に係る投資計画について、平成28年3月29日（平成28年度予算案閣議決定日）より前に对外発表した事業でないこと。

### 不支給要件

不支給要件のいずれにも該当しないことが求められる。

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

### 交付要件

交付要件は次の3点を全て満たす必要がある。

#### 1. 雇用要件

新規地元雇用者の確保

#### 2. 経済要件（付加価値額の増加）※

補助事業完了後、付加価値額において毎年平均5%の増加（付加価値額は「営業利益、人件費、減価償却費」の総計）

#### 3. 経済要件（避難指示区域等に立地する企業との取引額）※

補助事業完了後、投下固定資産額に応じた地元企業との取引額充足

詳細は次頁に記載。

※上記に記載する経済要件（「付加価値額の増加」及び「地元企業との取引額」の両方）を満たさない場合は、補助金の返還を求めることがある。

## 2. 補助対象要件（雇用・経済等）



### 投下固定資産額に対する雇用要件

#### 1. 雇用要件

下表の左欄に掲げる投下固定資産額（土地を除くことができる。）ごとに、それぞれの同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。また、新規地元雇用者数のうち1/3を上限に非正規社員(注)を含めることができる。

(注) 非正規社員は、1年以上の雇用契約を締結し、雇用保険に加入している者とする。また、非正規社員の1日当たり労働時間の合計が、正社員1人の1日当たりの労働時間を満たす場合に新規地元雇用者数1人とする。

投下固定資産額（※）	新規地元雇用者数
3千万円以上	1人以上
5千万円以上	2人以上
1億円以上	3人以上
10億円以上	5人以上
20億円以上	10人以上
30億円以上	15人以上
40億円以上	20人以上
50億円以上	25人以上
60億円以上	30人以上
70億円以上	35人以上
80億円以上	40人以上
90億円以上	45人以上
100億円以上	50人以上

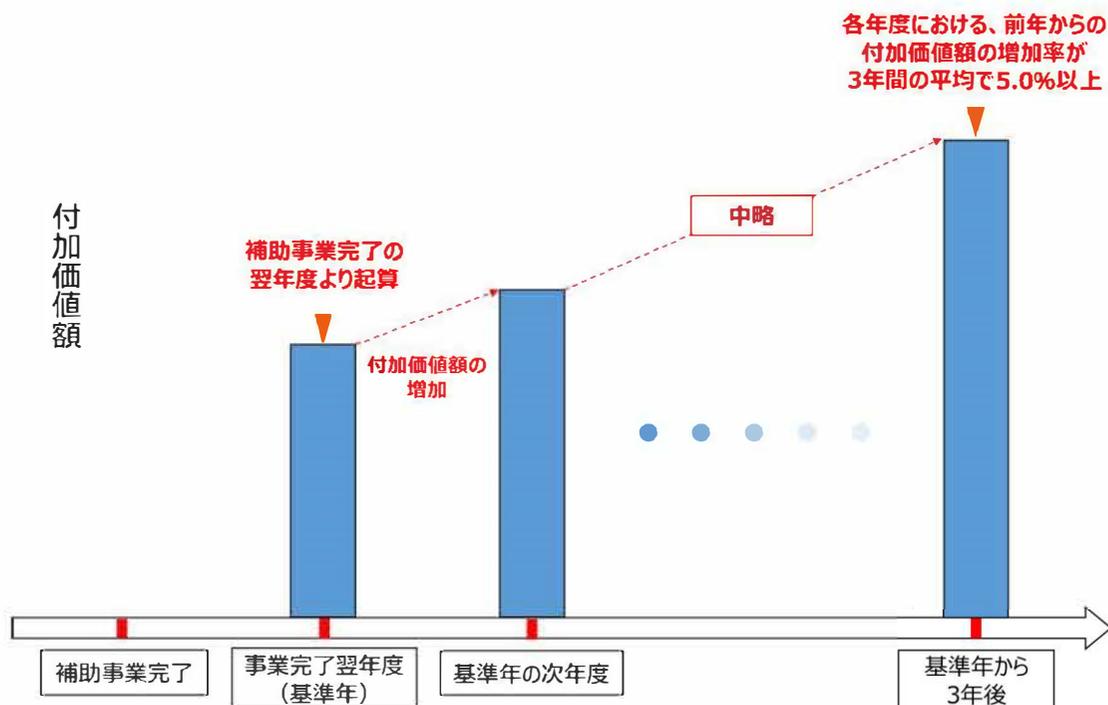
※投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とします。  
 ※投下固定資産額5千万円を下限とします。なお、「店舗」・「宿泊施設」、「社宅」については、3千万円を下限とします。

### 経済要件（付加価値額）

#### 2. 経済要件（付加価値額の増加）

補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度を基準年とし、その翌年からの3年間、付加価値額において年率平均5.0%以上の増加を達成すること。

なお、付加価値額の増加は、補助事業により立地した工場等のみでなく、補助事業者（本社等を含む企業全体）の付加価値額により算出する。



## 2. 補助対象要件（経済等）

1. 本補助金の概要 2. 補助対象要件 3. 採択の審査 4. スケジュール  
5. 事前着手の承認 6. 申請方法 7. お問い合わせ先

### 投下固定資産額に対する経済要件

#### 3. 経済要件（地元企業との取引額）

補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間、避難指示区域等に本店の所在する事業者（地元企業）と、補助事業により立地した工場等の事業に係る取引を行い、下表の左側に掲げる投下固定資産額（土地取得費を除くことができる。）ごとに、それぞれの同表の右側に掲げる取引額を5年間の年平均で達成すること。

地元企業との取引額は、地元企業から購入する額を取引額とし、販売した額は取引額には含まない。

なお、取引額は、補助事業により立地した工場等における取引によるものとする。

立地場所	(避難指示区域等) 田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、 双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	(避難指示区域等以外) いわき市、相馬市、田村市の一部、 南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町
	取引額（年平均）	取引額（年平均）
投下固定資産額		
3千万円以上	0.4億円以上	0.8億円以上
5千万円以上	0.4億円以上	0.8億円以上
1億円以上	0.8億円以上	1.6億円以上
10億円以上	2億円以上	4億円以上
20億円以上	4億円以上	8億円以上
30億円以上	6億円以上	12億円以上
40億円以上	8億円以上	16億円以上
50億円以上	10億円以上	20億円以上
60億円以上	12億円以上	24億円以上
70億円以上	14億円以上	28億円以上
80億円以上	16億円以上	32億円以上
90億円以上	18億円以上	36億円以上
100億円以上	20億円以上	40億円以上

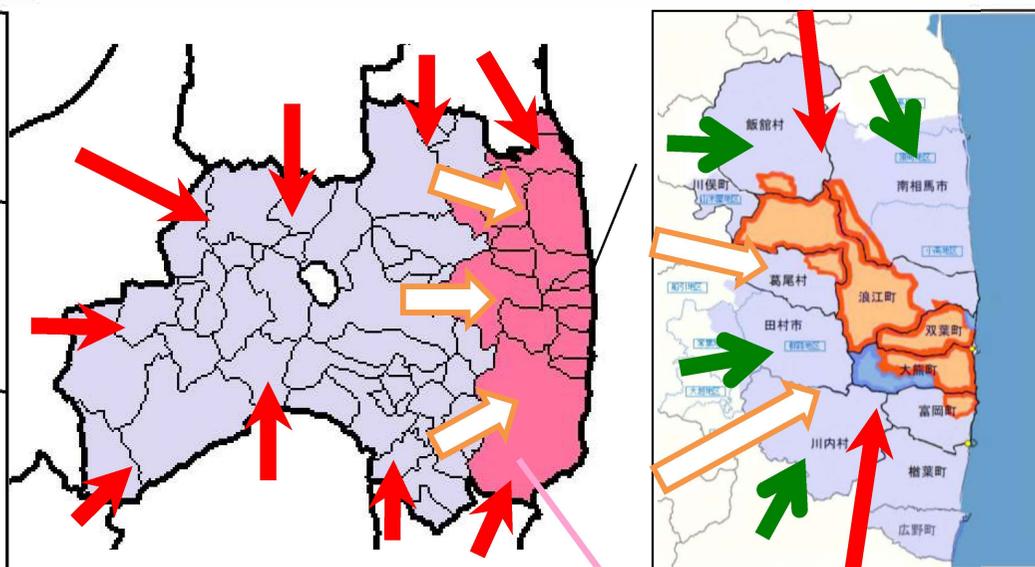
## 2. 補助対象要件（雇用等）

- |            |           |            |           |
|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 本補助金の概要 | 2. 補助対象要件 | 3. 採択の審査   | 4. スケジュール |
| 5. 事前着手の承認 | 6. 申請方法   | 7. お問い合わせ先 |           |

「新規地元雇用者」とは、

- 補助事業者が交付決定日以降に新規立地する当該「工場等」で勤務することを前提として採用した「正社員及び非正規社員（正社員等）」のうち、補助事業完了時において、福島県に住所を有し、勤務する者をいいます。
- 新規立地する当該「工場等」で勤務するため、交付決定日以降に下記のとおり「住所等」を移転した正社員等としての転入雇用者も含めることができます。

「新規地元雇用者」に含めることができる正社員等	→	「福島県」外から「福島県」内に住所等に移転
	⇒	「浜通り等15市町村」外から「浜通り等15市町村」内に住所等に移転
	→	<産業立地の促進に資する事業のみ> 「避難指示解除区域」外から「避難指示解除区域」内に住所等に移転



「浜通り等15市町村」…いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

※住所の移転がない場合でも、東日本大震災の発生時に補助対象地域内に住所を有していた者で、原発避難者特例法に基づき避難先の市町村に避難住民届を提出している者であり、かつ補助対象地域外から補助対象地域内に「勤務地」を異動した正社員であれば、新規地元雇用者に含めることができます。

## 2. 補助対象要件（まとめ）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

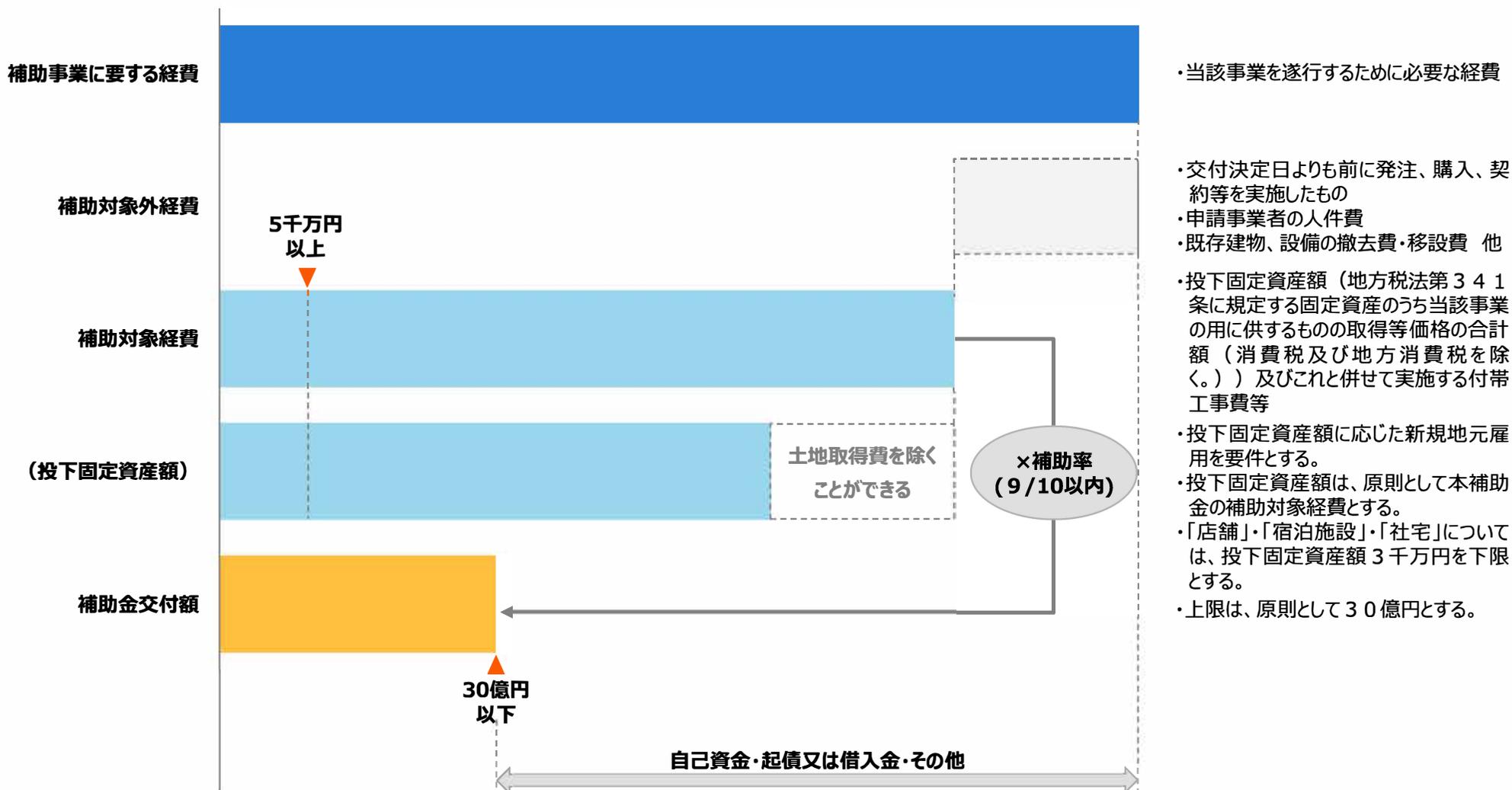
4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

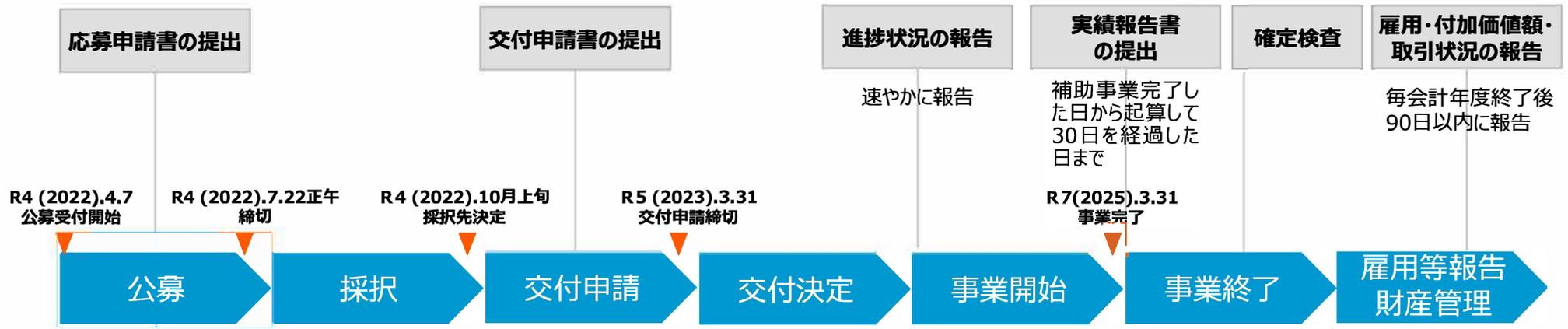
7. お問い合わせ先

### 補助事業に要する経費と交付額の関係



# 4. スケジュール

1. 本補助金の概要	2. 補助対象要件	3. 採択の審査	4. スケジュール
5. 事前着手の承認	6. 申請方法	7. お問い合わせ先	



- ・公募受付締切**  
本補助金に応募されたい方は、7月22日(金) 正午までに応募申請書を jGrants でご提出下さい。
- ・審査結果の通知**  
決定後、事務局から速やかに jGrants で通知します。

- ・交付決定額**  
応募時に補助対象として申請していた経費について、交付申請書案の確認及びその内容の精査の結果、補助対象外と判断され、採択金額通りの交付決定額とはならない場合があります。
- ・交付決定前の発生経費**  
今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、原則として対象となりません。
- ・契約等は一般の競争に付すこと**  
請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。

交付決定以降、発注、購入、契約等が可能

- ・事業完了期限**  
交付決定後は補助事業に係る土地・建物等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、令和7年3月31日までに、事業完了(申請書に記載された新規地元雇用者数が確保され、工事が完了し、経費が全て支払われた時点をいう)して下さい。

額の確定後、補助金額を精算払い  
付加価値・取引額の要件を満たさない場合、補助金の返還

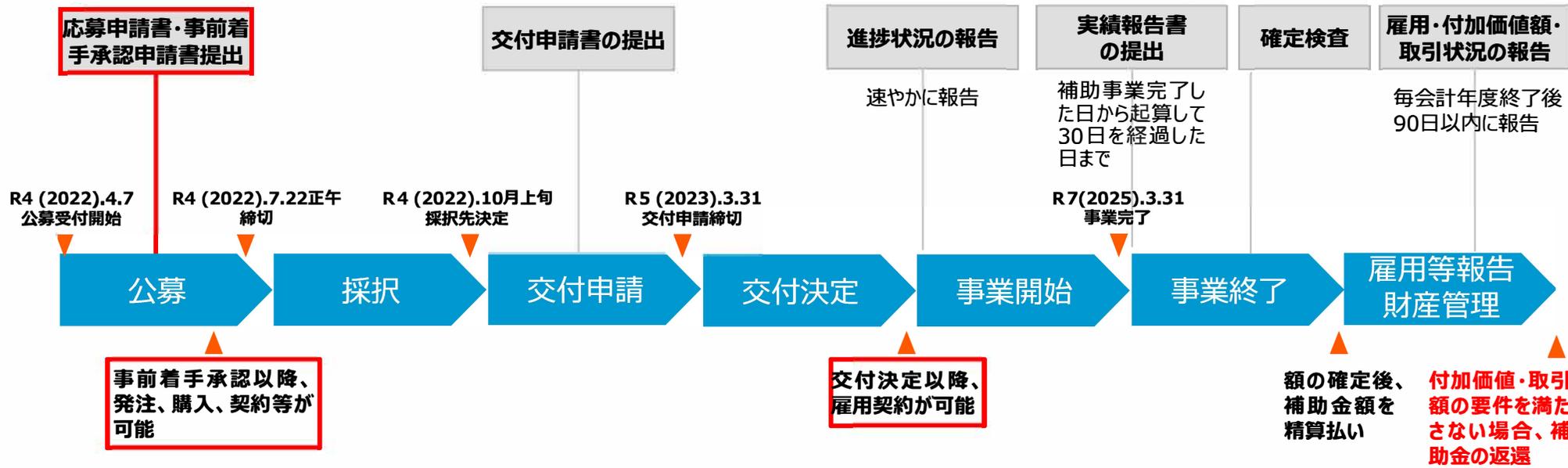
- ・財産の管理**  
補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。  
なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。

- ・雇用・付加価値額・取引状況の報告**  
補助事業者は、雇用の状況については補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間、取引額の状況については事業完了後の翌会計年度から5年間、付加価値の増加状況については事業完了後の翌会計年度を基準年とし、その翌年から3年間、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に補助事業に係る状況について、事務局に報告しなければなりません。

※交付申請受付期間及び本事業実施期間は、本公募で採択される事業に適用されるものであり、本補助事業の過去公募において採択された事業には適用されません。

# 5. 事前着手の承認

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. 申請方法
- 7. お問い合わせ先

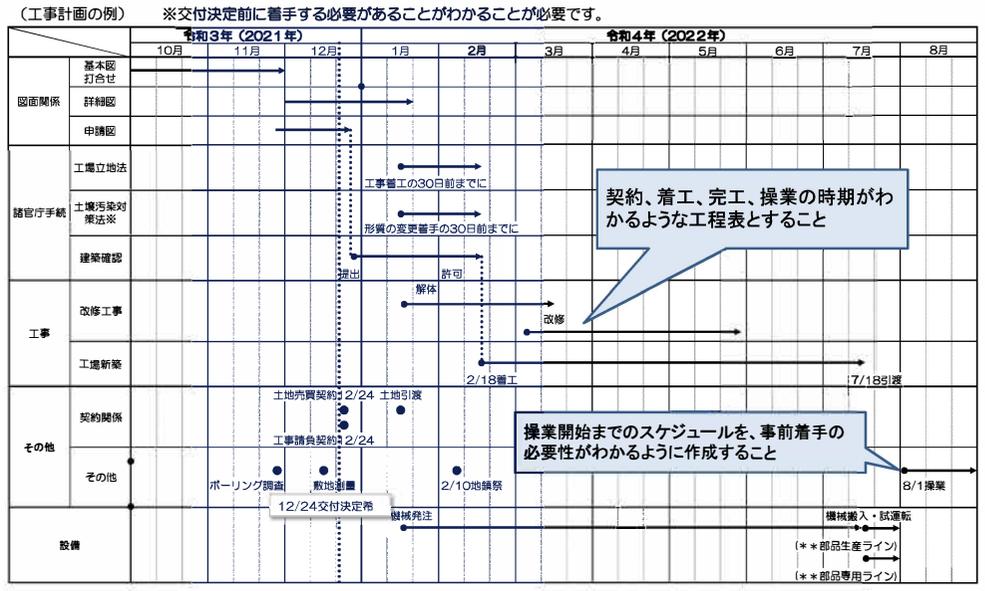


## 事前着手の趣旨

- ・補助事業の着手は原則として**交付決定後**です。
- ・ただし、震災からの早期復興への貢献という趣旨に照らし、交付決定前に発注・購入・契約等を行わないこと等によって、**企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生するなど、真にやむを得ないと判断される場合**に合理的根拠を有する工事等の期間内での事前着手を承認する場合があります。

## 注意事項

- ・応募申請書と事前着手承認申請書は**jGrants上で同時に提出**します。
- ・承認を受けた場合、**承認日以降から交付決定日までに発注・購入・契約等を行った事業に要する経費を補助対象**とします。
- ・事前着手承認された場合であっても、**補助金の採択を約束するものではありません。**
- ・**事前着手を検討される場合、あらかじめ事務局に相談ください。**



## 6. 申請方法

1. 本補助金の概要
2. 補助対象要件
3. 採択の審査
4. スケジュール
5. 事前着手の承認
6. 申請方法
7. お問い合わせ先

- 本公募では、補助金申請システム「jGrants」にて応募を受け付けます。
- 申請には、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。  
※GビズIDの取得には2～3週間を要する場合がありますため、余裕を持って準備してください。  
※詳細は、以下のウェブサイトをご確認ください。

URL : <https://gbiz-id.go.jp/top/>

- 「GビズIDプライムアカウント」を取得後、以下のウェブサイトから応募してください。

URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x00005jiKqEAI>

The screenshot shows the jGrants website interface. A callout box on the left points to the '補助金を探す' (Search for subsidies) button, which is highlighted with a red box. Another callout box on the left points to the '申請の流れはこちら' (Click here for the application process) link, also highlighted with a red box. A third callout box on the left points to the '初めの方へ' (For first-time users) section, which contains a link to '申請の流れを確認できます。また、事業者クイックマニュアルの閲覧やGビズID取得ページへの遷移が可能です。' (You can check the application process. Also, you can view the business quick manual or move to the G-Biz ID acquisition page).

「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業」と検索してください。

ネットでもいつでも！  
補助金申請

応募から、採択後の手続きまで完結。  
国や自治体の補助金が、誰でも簡単に申請できます。

補助金を探す

初めの方へ  
jGrants (Jグランツ) について

経済産業省が運営する補助金の電子申請システムです。24時間365日、手続きができます。  
キーワードから目的の補助金を探し、申請後はマイページから交付までの状況がわかります。

申請の流れはこちら

jGrantsでの申請の流れを確認できます。また、事業者クイックマニュアルの閲覧やGビズID取得ページへの遷移が可能です。

24時間申請できる

補助金を探しやすい

申請状況がわかる

24時間受け付けてます！  
FAQチャット

# 6. お問い合わせ先

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. 申請方法
- 7. お問い合わせ先

区分	機関名	連絡先	本事業の趣旨について	応募申請にかかる事前相談について	復興計画、企業誘致計画等について	その他事業全般について(記載方法等)
所管省庁	経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 大臣官房福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室 TEL:03-3501-8574 FAX: 03-3580-4988	○			
立地する県を所管する経済産業局担当課	東北経済産業局	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北経済産業局 産業部 東日本大震災復興推進室 TEL: 022-221-4813 FAX: 022-265-2349	○	○		
基金設置法人	(公財)福島県産業振興センター	〒960-8035 福島県福島市本町5-5 フコク生命ビル9階 企業振興部 自立・帰還支援チーム TEL: 024-573-5450 FAX: 024-573-6930	○			
福島県の企業立地担当課室	福島県	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎12階 福島県 商工労働部 企業立地課 TEL: 024-521-8523 FAX: 024-521-7935		○	○	
事務局	みずほサーチ&テクノロジーズ(株)	〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル5階 みずほサーチ&テクノロジーズ(株) 社会政策コンサルティング部 (「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局」担当) TEL: 03-6826-8600 FAX: 03-6826-5060				○

自立・帰還支援雇用創出企業補助金の活用等にあたって、避難指示区域等に立地する企業との取引パートナーをお探しの場合、福島相双復興官民合同チーム(注)にて候補先の紹介を行うことも可能です。

公益 社団法人福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム) 産業創出グループ産業集積課  
TEL: 024-502-1115 E-mail: kanmin\_seizou@fsr.or.jp

(注) 福島第一原子力発電所事故に伴い避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村において、当時事業を営まれていた事業者の事業・生業・生活の再建等を支援するチーム。

# 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業 立地補助金（製造業等立地支援事業） 概要説明資料 （十三次公募）

令和5年1月

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局

本資料は概要版ですので、応募の際は公募要領を必ずご確認ください。

# 1. 本補助金の概要

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. 申請方法
- 7. お問い合わせ先

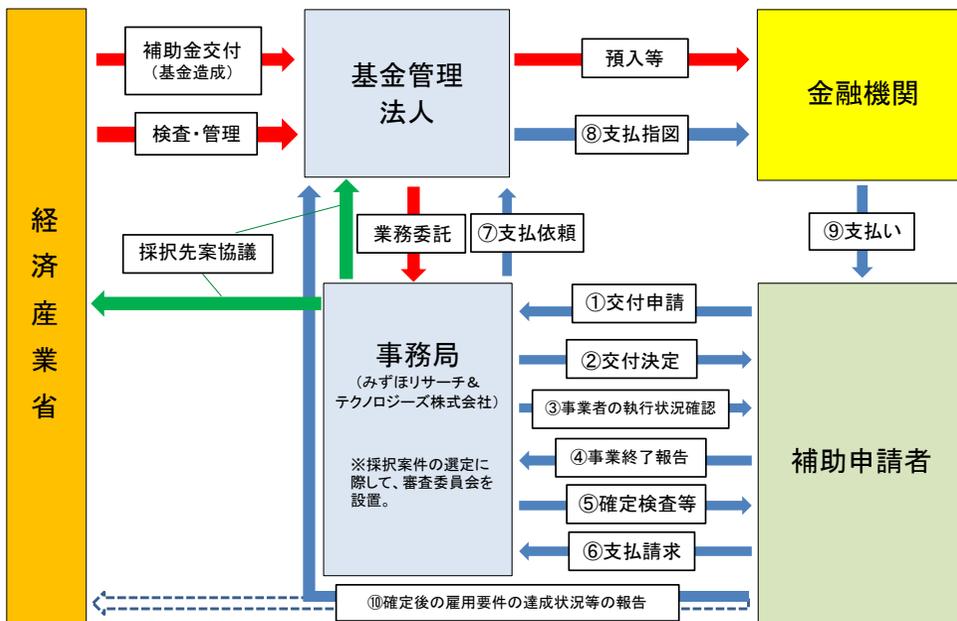
## 事業の目的

東日本大震災により被害を受けた津波浸水地域（岩手県、宮城県）及び福島県（避難指示区域等※を除く。）の一部地域を対象に工場等の新増設を行う企業を支援し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図ります。

※「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」にて対応いたします。

## 本補助金の執行スキーム

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の執行スキーム



## 予算

- ・ 1, 100億円(平成25年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - ・ 300億円(平成25年度 東日本大震災復興特会 補正予算)
  - ・ 300億円(平成26年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - ・ 300億円(平成27年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
- 計 2,000億円

## これまでの公募期間の実績

- ・ **一次公募**  
平成25年5月27日（月）から平成25年7月31日（水）
- ・ **二次公募**  
平成25年12月20日（金）から平成26年2月24日（月）
- ・ **三次公募**  
平成26年5月16日（金）から平成26年7月14日（月）
- ・ **四次公募**  
平成26年12月24日（水）から平成27年2月25日（水）
- ・ **五次公募**  
平成27年8月3日（月）から平成27年9月30日（水）
- ・ **六次公募**  
平成28年5月9日（月）から平成28年7月29日（金）
- ・ **七次公募**  
平成29年2月15日（水）から平成29年5月15日（月）
- ・ **八次公募**  
平成30年2月23日（金）から平成30年8月24日（金）
- ・ **九次公募**  
平成31年2月18日（月）から令和元年5月27日（月）
- ・ **十次公募**  
令和2年4月20日（月）から令和2年8月24日（月）
- ・ **十一次公募**  
令和3年3月29日（月）から令和3年6月30日（水）
- ・ **十二次公募**  
令和4年3月25日（金）から令和4年6月24日（金）

## 2. 補助対象要件（対象者・施設等）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

### 補助対象者

対象地域（後述）内において、下記の対象施設を**新增設**しようとする民間事業者

※復旧事業は本補助金の対象外です。

### 補助対象施設

岩手県、宮城県及び福島県の補助対象地域に立地する次に掲げる施設等であること。

#### 1. 工場

製造業の用に供される施設

#### 2. 物流施設

自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場

#### 3. 試験研究施設

製造業を営む者が技術革新の進展に対応した高度な技術を工業製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設

#### 4. コールセンター、データセンターの用に供される施設

コールセンターについてはコールセンター業の用に供される施設、データセンターについては情報サービス業又はインターネット付随サービス業のうちデータセンターの用に供される施設

#### 5. 東日本大震災復興特別区域法に規定する認定復興推進

計画に基づく施設であり、立地する県の知事が特に認め  
る施設であって、基金設置法人が認める施設

### 補助対象経費

補助金交付上限額は原則として30億円とする。

経費区分	要件	組み合わせ例			
		土地 建物 設備	土地 建物	建物 設備	建物 のみ
・土地取得費	推奨(新規立地を支援する観点から、用地の取得を推奨)	○	○		
・土地造成費		○	○		
・建物取得費	必須(建屋の取得を伴わない案件は補助対象外)	○	○	○	○
・設備費	設備のみ取得の案件は補助対象外	○		○	

※設備費は、補助対象施設において新增設する設備機械装置の購入、据付けに必要な経費をいう。建物と切り離すことのできない付帯設備は原則として建物取得費に含める。

### 投資計画

当該補助事業に係る投資計画について、平成25年1月29日（平成25年度予算案閣議決定日）より前に对外発表した事業でないこと。

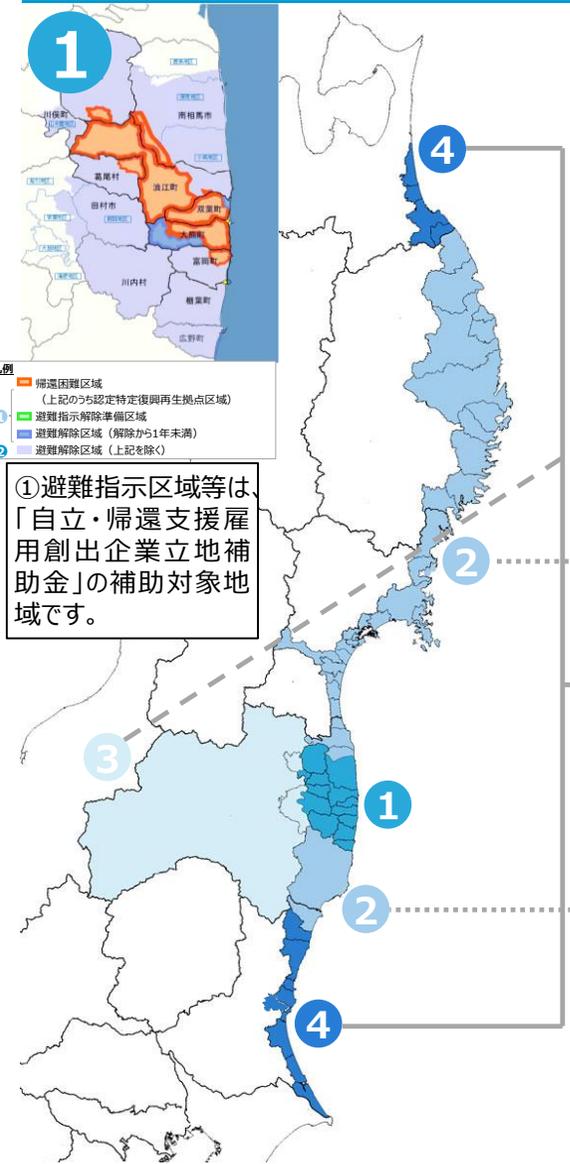
### 不支給要件

不支給要件（※）のいずれにも該当しないことが求められます。  
※詳細は公募要領をご確認ください

# 2. 補助対象要件 (地域・補助率等)

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. 申請方法
- 7. お問い合わせ先

## 補助対象地域



## 補助対象市町村

**2 津波で甚大な被害を受けた市町村(避難指示区域等を除く)**  
 岩手県 (洋野町、久慈市、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市)  
 宮城県 (気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市(宮城野区に限る)、名取市、岩沼市、亘理町、山元町)  
 福島県 (新地町、相馬市、いわき市)

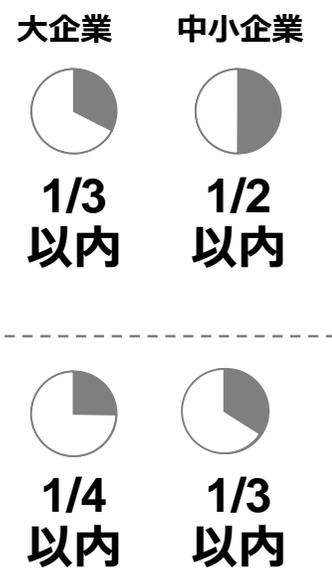
**3 福島県の一部地域 (①及び②の地域を除く)**  
 福島市、郡山市、白河市、喜多方市、二本松市、田村市、川俣町、会津美里町、西郷村、泉崎村、矢吹町

**※②③地域の詳細は、別紙をご参照ください。**

**④津波浸水被害のある特定被災区域の市町村 (青森県、茨城県) は、十三次公募の補助対象地域ではありません。**

※ 個別の投資案件の補助率は、第三者委員会の評価結果によって決定されます。審査結果によっては、希望する補助率を下回る可能性があることをご留意の上、事業規模等を十分に検討した事業計画を立ててください。

## 補助率の例



 補助対象経費に占める補助金額の割合を表したもの。

## 2. 補助対象要件（雇用等）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

### 交付要件

右表の左欄に掲げる投下固定資産額（土地を除くことができる。）ごとにそれぞれの同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。

### 新規地元雇用者

補助事業者が、新規立地する工場等で勤務することを前提として、補助金の**交付決定日以降**に採用した**正社員**のうち、補助事業完了時において、**当該工場等が所在する県内に住所を有し**、勤務するものをいう。

なお、新規立地する当該工場等で勤務するため、県外から当該工場が所在する県内に住所を移転した正社員としての転入雇用者を含むものとする。

例：

○**交付決定日以降に採用**

交付決定日

採用

○

○**交付決定日以前に採用**

採用

×

○**県外から転入**

採用

転入

○

※事前着手が承認された場合には、「交付決定日」を「事前着手承認日」に読み替えてください。

### 投下固定資産額に対する交付要件

投下固定資産額（※）	新規地元雇用者数
5千万円以上	3人以上
1億円以上	5人以上
10億円以上	10人以上
20億円以上	20人以上
30億円以上	30人以上
40億円以上	40人以上
50億円以上	50人以上
60億円以上	60人以上
70億円以上	70人以上
80億円以上	80人以上
90億円以上	90人以上
100億円以上	100人以上

※投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とします。

## 2. 補助対象要件（まとめ）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

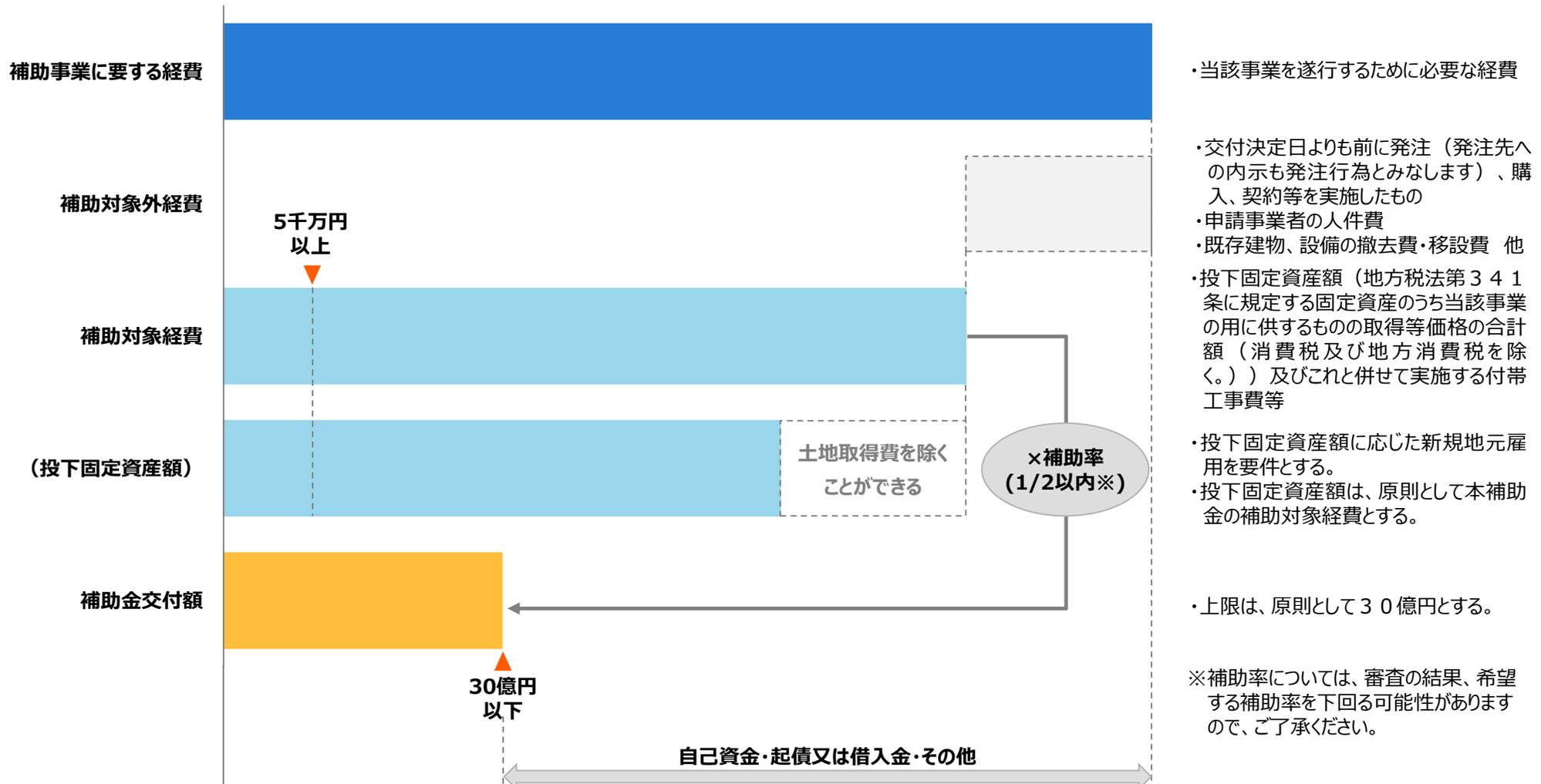
4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

### 補助事業に要する経費と交付額の関係



# 3. 採択の審査

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. 申請方法
- 7. お問い合わせ先

採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。

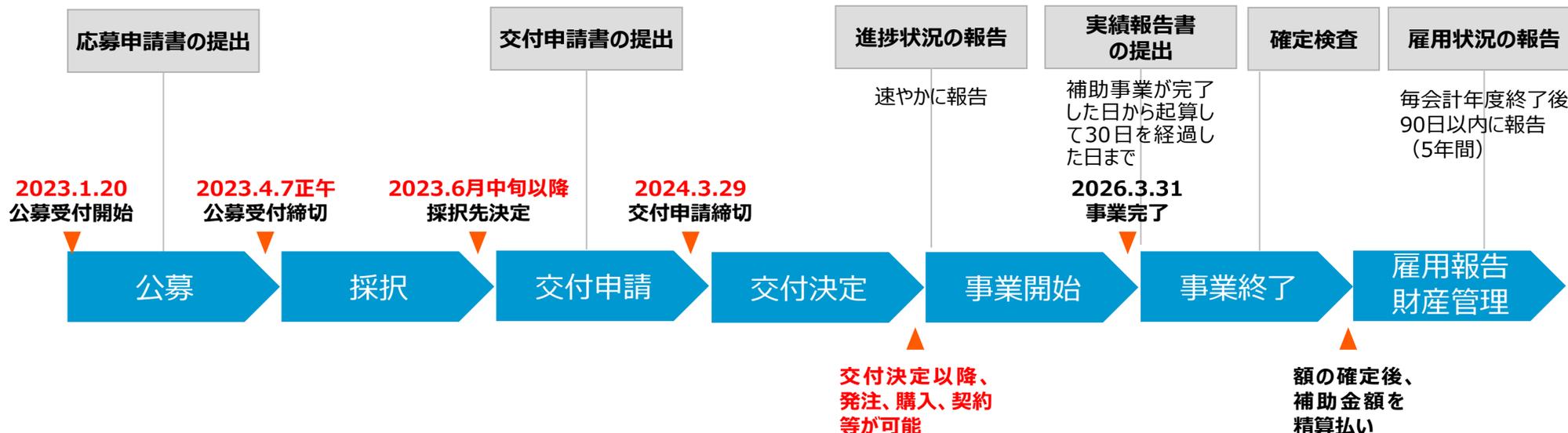
## 審査内容

分類	審査項目	審査内容
基本的事項の審査（必須項目）	補助対象要件	補助事業の目的に合致しており、かつ「公募要領 1. (2) 補助対象事業者」に掲げる要件を満たしているか
	補助事業者としての適格性	応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤及び実績を有しているか
	補助事業の実施体制	応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な実施体制や販路を有しているか
事業内容に関する審査（加点項目）	投資計画の熟度	企業立地に蓋然性が認められる事業となっているか
	事業の将来性	将来性のある事業となっているか
	雇用創出効果	雇用を長期安定的により多く創出する事業となっているか
	地域経済における重要度	地域経済の活性化や更なる産業集積に好影響をもたらす事業となっているか
	被災地への貢献度	被災地における東日本大震災からの復興に効果をもたらす事業となっているか
立地する県の知事の意見書	—	上記の審査に当たっては、立地する県の知事から提出される意見書を踏まえて行う

本事業は、「雇用創出効果」、「地域経済における重要度」、「被災地への貢献度」等を重視しており、**立地する県及び市町村の理解と協力を得ることが重要**であること、採択の審査は、知事から提出される意見書を踏まえて行われることにかんがみ、**立地する県への事前相談を行い、理解と協力を得ることを強くお勧め**します。

# 4. スケジュール

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. 申請方法
- 7. お問い合わせ先



## ・公募受付締切

本補助金に応募されたい方は、4月7日（金）正午までに応募申請書を **jGrants** でご提出下さい。

## ・審査結果の通知

決定後、事務局から速やかに **jGrants** で通知します。

## ・交付決定額

応募時に補助対象として申請していた経費について、交付申請書案の確認及びその内容の精査の結果、補助対象外と判断され、採択金額通りの交付決定額とはならない場合があります。

## ・交付決定前の発生経費

今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、原則として対象となりません。

## ・契約等は一般の競争に付すこと

請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約にすることができます。

## ・事業完了期限

交付決定後は補助事業に係る土地・建物等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、2026年3月31日（火）までに、事業完了（申請書に記載された新規地元雇用者数が確保され、工事が完了し、経費が全て支払われた時点をいう）して下さい。

## ・財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

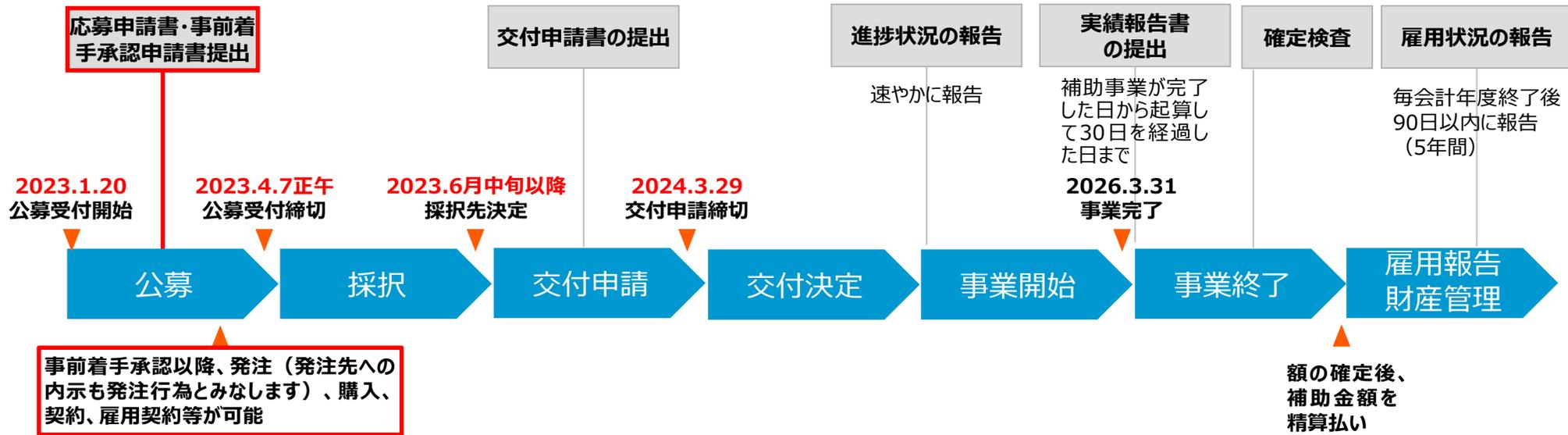
なお、当該取得財産等については、「取得財産等管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。

## ・雇用状況の報告

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に補助事業に係る雇用の状況について報告しなければなりません。

# 5. 事前着手の承認

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. 申請方法
- 7. お問い合わせ先

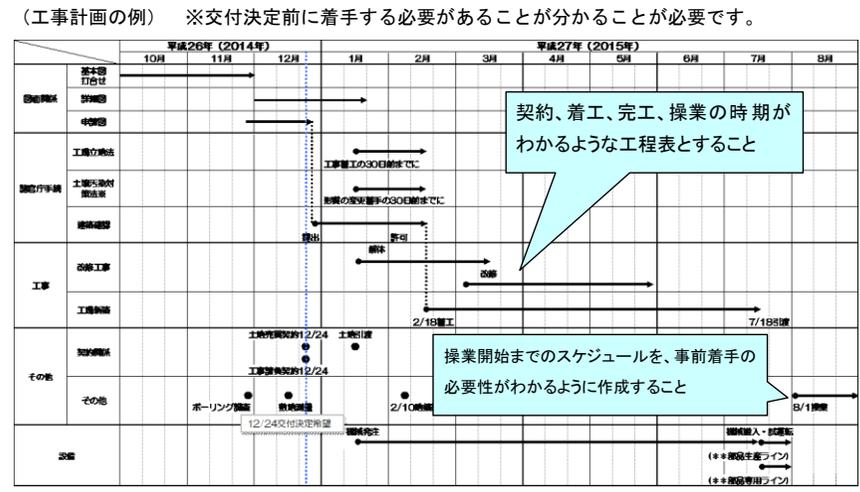


## 事前着手の趣旨

- 補助事業の着手は原則として**交付決定後**です。
- ただし、震災からの早期復興への貢献という趣旨に照らし、交付決定前に発注・購入・契約・新規地元雇用者の採用等を行わないこと等によって、**企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生するなど、真にやむを得ないと判断される場合**に合理的根拠を有する工事等の期間内での事前着手を承認する場合があります。

## 注意事項

- 応募申請書と事前着手承認申請書はjGrants上で**同時に提出**します。
- 承認を受けた場合、**承認日以降から交付決定日まで**に発注・購入・契約・新規地元雇用者の採用等を行った事業に要する経費を補助対象とします。
- 事前着手承認された場合であっても、**補助金の採択を約束するものではありません。**
- 事前着手を検討される場合、あらかじめ事務局に相談ください。**



# 6. 申請方法

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. 申請方法
- 7. お問い合わせ先

- 本公募では、補助金申請システム「jGrants」にて応募を受け付けます。
- 申請には、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。  
※GビズIDの取得には2週間程度を要する場合がありますため、余裕を持って準備してください。  
※詳細は、以下のウェブサイトをご確認ください。

URL : <https://gbiz-id.go.jp/top/>

- 「GビズIDプライムアカウント」を取得後、以下のウェブサイトから応募してください。

URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000007CWdBEAW>



「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業」と検索してください。

jGrantsでの申請の流れを確認できます。また、事業者クイックマニュアルの閲覧やGビズID取得ページへの遷移が可能です。

# 7. お問い合わせ先

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

区分	機関名	連絡先	本事業の趣旨について	応募申請にかかる事前相談について	補助対象地域の詳細、復興計画・企業誘致計画等について	その他事業全般について(記載方法等)
所管省庁	経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課 TEL:03-3501-1677 FAX: 03-3501-6270	○			
立地する県を所管する経済産業局担当課	東北経済産業局	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北経済産業局 産業部 東日本大震災復興推進室 TEL: 022-221-4813 FAX: 022-215-9463	○	○		
基金設置法人	(一社)地域デザインオフィス	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町一丁目41番地 神保町SF1ビル405号室 TEL: 03-5577-4558 FAX: 03-5577-4565	○			
立地する県の企業立地担当課室	岩手県	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県ものづくり自動車産業振興室(企業立地推進担当) TEL: 019-629-5562 FAX: 019-629-5569		○	○	
	宮城県	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県産業立地推進課 TEL: 022-211-2732 FAX: 022-211-2739		○	○	
	福島県	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県企業立地課 TEL: 024-521-8523 FAX: 024-521-7935		○	○	
事務局	みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)	〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル5階 みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) 社会政策コンサルティング部(「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局」担当) TEL: 03-6826-8611 FAX: 03-6826-5060 MAIL: <a href="mailto:tsunami-ritti@mizuho-rt.co.jp">tsunami-ritti@mizuho-rt.co.jp</a>				○

## ふくしま産業活性化企業立地促進補助金（令和4年度募集）募集概要

	要 件	摘 要												
<b>補助対象企業</b>	<p>① 製造業に係る工場又は研究所を設置する企業</p> <p>② 自ら使用するための物流施設を設置する企業</p> <p>③ 次世代自動車関連産業投資企業（※1）</p> <p>④ 成長産業投資企業（※2）</p> <p>⑤ ICT 関連産業投資企業（※3）</p> <p>⑥ 知事が特に認める企業</p> <p>（※1）次世代自動車に関する構成部品や要素技術の参入等に対応するための投資を行おうとする企業。</p> <p>（※2）再生可能エネルギー関連産業、医療機器関連産業、ロボット関連産業、航空宇宙関連産業に係る投資を行おうとする企業。</p> <p>（※3）日本標準産業分類に定める「情報サービス業」及び「インターネット付随サービス業」の用に供する施設、並びに「映像・音声・文字情報制作業」を営む者がデジタルコンテンツを制作する施設。</p>													
<b>補助対象事業及び対象経費</b>	<p>補助対象業種の企業が次の施設で行う建物の設置（更新、建替、解体費用は除く。）及び設備の導入に係る費用とします（建物のみ、設備のみでも可）。</p> <p>①工場（製造業の用に供される施設）</p> <p>②物流施設（自ら使用するために建設する倉庫、配送センター等）</p> <p>③試験研究施設 （製造業を営む者が製品開発等に利用するための試験又は研究を行う施設）</p> <p>④コールセンター等の対事業者サービス業の施設 （情報サービス業又はインターネット付随サービス業の用に供される施設）</p>	着手（契約、発注等）しているものに係る費用は補助対象外です。												
<b>交付要件</b>	<p>補助金の交付要件は、下表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数となります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">投下固定資産額</th> <th style="width: 50%;">新規地元雇用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円以上 <small>（地域活性化等枠（※）5千万円以上）</small></td> <td>5人以上 <small>（地域活性化等枠3人以上）</small></td> </tr> <tr> <td>10億円以上</td> <td>10人以上 <small>（地域活性化等枠5人以上）</small></td> </tr> <tr> <td>50億円以上</td> <td>50人以上 <small>（地域活性化等枠10人以上）</small></td> </tr> <tr> <td>100億円以上</td> <td>100人以上 <small>（地域活性化等枠50人以上）</small></td> </tr> <tr> <td><small>（ICT関連産業投資企業のみ）</small> 1千万円以上</td> <td>3人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地域活性化等枠の対象は、過疎地域自立促進特別措置法等により指定を受けた市町村（地域）に立地する企業又はIoT 関連機器など省力化を目的とした機器を導入する企業。</p>	投下固定資産額	新規地元雇用者数	1億円以上 <small>（地域活性化等枠（※）5千万円以上）</small>	5人以上 <small>（地域活性化等枠3人以上）</small>	10億円以上	10人以上 <small>（地域活性化等枠5人以上）</small>	50億円以上	50人以上 <small>（地域活性化等枠10人以上）</small>	100億円以上	100人以上 <small>（地域活性化等枠50人以上）</small>	<small>（ICT関連産業投資企業のみ）</small> 1千万円以上	3人以上	
投下固定資産額	新規地元雇用者数													
1億円以上 <small>（地域活性化等枠（※）5千万円以上）</small>	5人以上 <small>（地域活性化等枠3人以上）</small>													
10億円以上	10人以上 <small>（地域活性化等枠5人以上）</small>													
50億円以上	50人以上 <small>（地域活性化等枠10人以上）</small>													
100億円以上	100人以上 <small>（地域活性化等枠50人以上）</small>													
<small>（ICT関連産業投資企業のみ）</small> 1千万円以上	3人以上													
<b>補助上限額</b>	<p>補助上限額 5億円 <small>（ICT 関連産業投資企業については1億円）</small></p>													

補助率	<p>投資を実施する業種、新設・増設の違いに応じて下表右欄の補助率が適用となります。</p> <table border="1" data-bbox="368 192 1273 1016"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象企業</th> <th rowspan="2">投下固定資産額</th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th>新設</th> <th>増設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①製造業に係る工場又は研究所を設置する企業</td> <td rowspan="2">1億円以上 (地域活性化等枠5千万円以上)</td> <td>10%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>左記③④のみ</td> <td>左記③④のみ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②自ら使用するための物流施設を設置する企業</td> <td rowspan="2">10億円以上</td> <td>15%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>15%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③次世代自動車関連産業投資企業</td> <td rowspan="2">50億円以上</td> <td>左記③④のみ</td> <td>左記③④のみ</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>④成長産業投資企業</td> <td>100億円以上</td> <td>20%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤ICT関連産業投資企業</td> <td rowspan="2">100億円以上</td> <td>左記③④のみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥知事が特に認める企業</td> <td>左記⑤のみ 1千万円以上</td> <td>10%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 予算を上回る状況となった場合には補助率の調整を行う場合があります。</p>	対象企業	投下固定資産額	補助率		新設	増設	①製造業に係る工場又は研究所を設置する企業	1億円以上 (地域活性化等枠5千万円以上)	10%	5%	左記③④のみ	左記③④のみ	②自ら使用するための物流施設を設置する企業	10億円以上	15%	10%	15%	10%	③次世代自動車関連産業投資企業	50億円以上	左記③④のみ	左記③④のみ	20%	15%	④成長産業投資企業	100億円以上	20%		⑤ICT関連産業投資企業	100億円以上	左記③④のみ		25%		⑥知事が特に認める企業	左記⑤のみ 1千万円以上	10%	5%	
対象企業	投下固定資産額			補助率																																				
		新設	増設																																					
①製造業に係る工場又は研究所を設置する企業	1億円以上 (地域活性化等枠5千万円以上)	10%	5%																																					
		左記③④のみ	左記③④のみ																																					
②自ら使用するための物流施設を設置する企業	10億円以上	15%	10%																																					
		15%	10%																																					
③次世代自動車関連産業投資企業	50億円以上	左記③④のみ	左記③④のみ																																					
		20%	15%																																					
④成長産業投資企業	100億円以上	20%																																						
⑤ICT関連産業投資企業	100億円以上	左記③④のみ																																						
		25%																																						
⑥知事が特に認める企業	左記⑤のみ 1千万円以上	10%	5%																																					
事業実施期間	原則として、指定を受けてから3年以内に事業を完了し操業することとします。																																							
受付期間	令和4年6月28日(火)～令和4年10月20日(木) 17:00																																							
その他	<p>申請する企業は、事業内容、投資計画、雇用計画等について事前に県に相談(企業立地課：電話024-521-8523)をお願いします。</p> <p>※ 事業の着手は、対象企業の指定を受けた日以降となります。</p> <p>なお、自社の事情以外の特別の理由(代替性の低い進出予定地が確保できなくなる、供給先からの発注にこたえられなくなる、競合他社との受注競争において著しく不利になるなど)により企業立地機会を失いかねない多大な損失が発生する場合に、あらかじめ行われる申請により、事業の事前着手を認める場合がありますが、事業の事前着手が認められた場合でも、指定企業とすることを約束するものではありません。</p> <p>※ 本事業の実施にあたっては、本補助金の交付要綱、福島県補助金等の交付等に関する規則等の規定を遵守していただくことになります。</p> <p>補助金対象企業として指定された場合は、補助事業の進捗状況調査、補助金支払いのための完了検査、補助金支払完了後の検査・現況調査等を実施しますので、御協力をお願いします。(御協力が得られない場合、補助金返還等が必要になる場合があります。)</p> <p>なお、補助金不正受給等を防止するため、補助対象物品等の納入業者への調査(施設、設備を貴社へ納入した業者への直接調査)を実施する場合があります。調査への御理解と納入業者様へ調査が行われることへの事前の周知、協力依頼につきましてもお願いいたします。</p>																																							

## 福島イノベーション・コースト構想産業集積推進事業について

福島イノベーション・コースト構想実現に向けた産業集積を推進するため、HPによる工場用地の動画によるPRや企業誘致セミナーを開催するとともに、現地視察ツアーの開催など企業立地に関するコーディネート業務を実施し、企業誘致を推進する。

### ○企業立地セミナーの開催

令和5年2月17日（金） 13：00～

東京都 大手町プレイスカンファレンスセンター 2階ホール

### ○現地視察ツアーの実施

令和4年度 2回実施（7/26～27、12/13～14）